

名寄市第8期高齢者保健医療

福祉計画・介護保険事業計画

お問い合わせ
高齢者支援課介護保険係
2階(内線3234)

◆介護保険事業費等の見込みと介護保険料

◎第8期介護保険事業費等の見込み◎

第8期(令和3年度～5年度)における介護保険事業の標準給付費見込額は約88億3,500万円、これに地域支援事業に係る費用約3億8,500万円を加えた総額は92億2,300万円超となり、第7期計画策定時(約77億2,400万円)と比較して約17%程度増加するものと見込んでいます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	2,688,343千円	3,037,289千円	3,113,110千円	8,838,742千円
地域支援事業費	128,350千円	128,350千円	128,350千円	385,050千円
計	2,816,693千円	3,165,639千円	3,241,460千円	9,223,792千円

※標準給付費見込額とは介護サービスの総給付費に高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料などを加えた支出見込額をいいます。

第1号被保険者の給付費に対する負担率は、23%で継続されます。(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号第5条関係))

◎第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料◎

介護保険事業費の上昇や高齢者人口増加の推計に基づき、第8期(令和3年度～5年度)における第1号被保険者の保険料基準額を算定すると、月額5,847円(年額70,100円)となり、各所得段階別の保険料額は下記のとおりとなります。

所得段階	対象区分	基準額に対する割合	保険料【年額】	所得段階別加入割合	
第1段階	・生活保護被保護者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.3 (0.5)	21,000円 (35,000円)	20.0%	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税者 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.5 (0.65)	35,000円 (45,600円)	14.1%
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	0.7 (0.75)	49,100円 (52,600円)	10.7%
第4段階		世帯員に市民税課税者がいる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.85	59,600円
第5段階(基準額)	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人		1.0	70,100円	11.7%
第6段階	本人が市民税課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円未満の人	1.2	84,100円	15.1%
第7段階		本人の前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の人	1.3	91,200円	11.6%
第8段階		本人の前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の人	1.5	105,200円	4.0%
第9段階		本人の前年の合計所得金額320万円以上700万円未満	1.7	119,200円	3.0%
第10段階		本人の前年の合計所得金額が700万円以上	2.0	140,300円	0.9%

※第1段階～第3段階の負担割合は、国の保険料軽減対策を勘案した割合です。
()内の負担割合および保険料は、軽減対策前の負担割合および保険料です。

◆高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画とは

「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本目標として高齢者の保健医療福祉に関する施策をまとめ、老人福祉事業や介護保険の各種サービスの見込量などをまとめたものです。

- ◇本計画は、「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画ならびに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として一体的に策定します。
- ◇第8期の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。
- ◇名寄市総合計画(第2次)・名寄市地域福祉計画(第2期)などの趣旨を踏まえ、市民、関係者の意見を取り入れながら、策定しています。

◆基本理念

- 本計画の策定に当たっては、次に掲げる3点を基本理念とし、保健医療福祉サービスを提供する体制の確保を図ります。
- ①要介護状態・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態・要支援状態となることの予防に努めます。
 - ②高齢者などの心身の状況、その置かれている環境などに応じて、高齢者などの選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築します。
 - ③高齢者などが要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。

◆地域の課題に向けて～高齢者が安心して暮らし続けるために～

- ①冬の暮らしのかたち
・高齢者などの外出を促す仕組みとしての地域における「通いの場」の拡充を図ります。
- ②便利な交通手段のかたち
・通いの場に伴う買物支援への補助のほか、さらなる制度の充実に向けた仕組みを検討します。
- ③高齢者の住まいのかたち
・道や近隣市町村との連携を強化し、高齢者向け住まいの質の確保、適切な基盤整備に努めます。
- ④切れ目ない医療・介護のかたち
・高齢者一人ひとりにあった医療・介護を受けられるように介護保険事業所などの整備を進めます。

◆高齢者施策の基本的方針および施策の体系

目標の実現に向けた高齢者施策の基本的方針及び施策の体系は、次のとおりです。

